A 国際政治・経済分野

本研究科の大学院入試における論述試験では、受験生が専門分野の基本的知識を正確に理解し、自らの言葉で体系的に説明できるかを重視している。本問は学部段階で習得しておくべき基本的な主要概念・理論について説明する形式となっている。

各用語の説明には複数の考え方があるため、それらについて模範解答を提示すると過度に冗長となるため、本研究科では「採点の観点」を示す方式を採る。「採点の観点」を示すことで、受験生にとって、どのような観点から答案が評価されるかが明確になり、学習の指針としても活用しやすくなる。また、出題語句は学部専門課程レベルで広く参照される標準的な文献や学説に基づいて選定しており、受験生がそれらの知識を整理・統合して説明できるかを重視している。以下に本問の「採点の観点」を示す。

【論述問題】

基本的理解：戦争が起きにくい関係性と、険悪な国家間関係は両立することを理解しているか。相互依存と摩擦・対立の二面性を理解しているか。それを具体的事例に落とし込んで説明できているか。

表現・構成：専門用語を適切に用い、論理的で簡潔な説明になっているか。

→ これらの観点を総合し、「定義の正確さ」「背景知識の理解」「記述の明瞭さ」に基づいて評価する。

【用語解説】

（1）旧来の南北問題と政治勢力としての台頭の双方を認識できているか。

（2）保護する責任　破綻国家や重大な人道危機への国際社会の果たすべき責任に関する議論を踏まえているか。

（3）本来の語義に加えて、近年権威主義国家によって行われる経済の武器化にも論及できているか。

B 経営分野

1　設問の趣旨を理解し、論点に的確に答えるとともに、一貫した論理構成で説得力のある記述になっているかを評価基準とする。設問の性質上、多様な答えが想定されるため、評価の枠組みのみ示したい。

この問いについては、各国の政治・経済・社会・技術的要因など、自社の努力ではコントロールが難しい国レベルの外部環境や、参入障壁、競合他社、サプライヤー、顧客の特徴や状況などの産業を取り巻く環境に加え、企業が有する競争優位性のある経営資源を考慮すべきであることを示してほしい。経営用語を使用しなくて構わないが、国・産業・企業の３つの視点を踏まえ、丁寧で論理的な説明がなされているかを評価した。

2　（採点の観点）大学院において経営に関する研究を遂行するにあたって必要となる用語について、「定義の正確さ」と「記述の明瞭さ」に基づき評価する。

（１）依頼人（principal）と代理人（agent）の間に生じる関係であり、両者の利害が一致しない可能性を含むことを説明できていること。
（２）企業が保有する複数事業の全体構成を一覧として捉え、経営戦略に活かされる概念であることを説明できていること。
（３）「ムダの排除」を中心とした生産哲学であり、効率化・在庫削減・品質向上を追求する方式であることを説明できていること。

C 法律分野

１．私的自治の原則とは、個人が自己の自由な意思に基づいて法律関係を形成し、その結果について自ら責任を負うとする民法の基本原理である。その思想的基礎には、近代市民社会における個人の尊厳及び自由・平等の理念があり、国家による干渉をできる限り排して私人の意思を尊重しようとする考え方がある。

私的自治の原則は、契約自由の原則として具体化される。すなわち、契約を締結するか否かを決定する自由（締結の自由）、誰と契約するかを決定する自由（相手方選択の自由）、契約内容を決定する自由（内容決定の自由）、契約方式を選択する自由（方式の自由）が認められる。民法が任意規定を多く採用しているのも、当事者の意思を尊重するためである。

もっとも、私的自治は無制限に認められるものではない。例えば、公序良俗に反する法律行為を無効とする民法 90 条は、個人の意思よりも社会的妥当性を優先する制度である。また、意思能力を欠く者の法律行為を無効とする法理（民法 3 条の 2）、未成年者取消権（民法 5 条）及び成年後見人が本人を代理する制度（民法 859 条）は、判断能力が不十分な者を保護するために私的自治を制約するものである。さらに、消費者契約法による取消権（消費者契約法 4 条）や借地借家法による借主保護規定（借地借家法 9 条・16 条・30 条など）も、当事者間の情報力や交渉力の格差を是正する観点から契約自由を修正している。

このように、民法は私的自治を基本原理としつつも、当事者保護や社会秩序の維持のために必要な範囲でその修正・制約を認めている。

２．（１）法の下の平等

法の下の平等とは、憲法 14 条 1 項が定める原則であり、すべて国民が法の適用において平等に扱われることをいう。ただし、事実上の差異に応じた合理的な区別まで禁止するものではなく、合理的理由のない差別的取扱いが禁止される。

（２）時効

時効とは、一定期間の経過に法律効果を認める制度である。民法では、権利の取得を認める取得時効や権利の消滅を認める消滅時効がある。また、刑法では一定期間の経過により訴追を認めない公訴時効などが設けられている。

（３）責任能力

責任能力とは、自己の行為の是非を判断し、その判断に従って行動する能力をいう。刑法では責任主義の前提とされ、心神喪失者は罰せられず（刑法 39 条 1 項）、心神耗弱者は刑が減軽される（同条 2 項）。

D 国際保健分野

1. 国際移民の健康課題は、感染症対策だけでなく、医療アクセス、社会的包摂、人権保障など幅広い側面を含む重要なグローバルヘルス課題である。現在、世界には約 3 億人の国際移民がおり、労働、留学、結婚、難民・避難など様々な理由で国境を越えて移動している。

移民は一般住民と比較して健康リスクが高くなりやすい。その要因として、言語の壁、医療制度に関する知識不足、経済的困難、社会的孤立、差別や偏見などが挙げられる。例えば、受入国の医療制度を理解できず、必要な時に医療機関を受診できない場合がある。また、通訳サービスが不足している地域では、症状や治療内容を十分に理解できず、適切な医療を受けられないこともある。

感染症対策も重要な課題である。HIV/AIDS、結核、ウイルス性肝炎などでは、移民が検査や治療へのアクセスに困難を抱えることが報告されている。特に在留資格への不安や差別への懸念から、検査や受診を避けるケースもみられる。その結果、診断や治療開始が遅れ、本人の健康だけでなく公衆衛生上の課題にもつながる。

さらに、移民の健康問題は身体的健康に限られない。移住に伴うストレス、家族との離別、文化的適応の困難、職場での不安定な労働環境などにより、うつ病や不安障害などのメンタルヘルス問題も生じやすい。技能実習生や外国人労働者では、長時間労働や劣悪な労働条件が健康を損なう要因となることもある。

これらの課題に対応するためには、多言語による情報提供や医療通訳の整備、移民に配慮した保健医療サービスの提供、差別や偏見の解消が不可欠である。また、「誰一人取り残さない」という SDGs やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の理念に基づき、国籍や在留資格にかかわらず必要な保健医療サービスへアクセスできる体制を構築することが求められる。

2.

（1）Human Development Index

国連開発計画（UNDP）が用いる開発指標で、平均寿命、教育水準（就学年数など）、所得（1 人当たり国民総所得）の 3 要素から算出される。経済成長だけでなく、人々の生活の質や福祉の達成度を評価するために用いられる。

（2）Disability-Adjusted Life Years

疾病や障害による健康損失を示す指標で、早死によって失われた年数と、障害を抱えて生活した年数の合計で表される。疾病負担を総合的に評価し、保健医療政策の優先順位づけに活用される。

（3）DOTS

WHO が推進する結核対策戦略で、患者が確実に服薬するよう医療従事者等が服薬を確認する仕組みを中心とする。治療中断や薬剤耐性結核の発生を防ぎ、結核の治療成功率向上を目的としている。

E 社会福祉分野

１．社会福祉政策における「権利擁護」の意義について述べよ。

① 基本的理解：「権利擁護」の定義を的確に示し、その概要を説明しているか。
② 社会福祉政策の理解：社会福祉政策の目的、方法、制度、実態などについて述べているか。
③ 社会福祉における様々な課題解決のために「権利擁護」がどのような役割を担い、貢献することが可能であるかについて述べているか。
④ 表現・構成：専門用語を適切に用い、論理的で簡潔な説明になっているか。
⑤ → これらの観点を総合し、「定義の正確さ」「背景知識の理解」「記述の明瞭さ」に基づいて評価する。

(解答例)

社会福祉政策における権利擁護とは、すべての人が本来有する基本的人権を社会の中で実質的に保障し、侵害から守るための仕組みである。とりわけ高齢者、障害者、子どもなど、社会的弱者となりやすい人々は、自己決定の機会が奪われたり、不利益な扱いを受けたりする危険がある。このため権利擁護は、自己決定支援、意思表出の代弁、不当な扱いへの救済といった多面的な機能を担う。

また、権利擁護は単に個人を保護するだけでなく、社会福祉制度そのものの公正性と透明性を高める役割を持つ。利用者が制度を適切に利用できるよう情報提供や相談支援を行うことは、制度へのアクセスを平等にし、社会参加を促進する。さらに、虐待防止や成年後見制度の活用など、法的枠組みと連動することで、権利侵害の予防と是正が体系的に行われる。

したがって権利擁護は、個人の尊厳を守り、社会福祉政策を人権に基づくものとして機能させるための中核的意義を有するものである。

２．以下の用語について簡潔に解説しなさい。
① 基本的理解：用語の定義を的確に示し、その概要を説明しているか。
② 表現・構成：専門用語を適切に用い、論理的で簡潔な説明になっているか。
③ → これらの観点を総合し、「定義の正確さ」「記述の明瞭さ」に基づいて評価する。

(解答例)
(1) 成年後見制度
成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護するため、家庭裁判所が後見人を選任し、法律行為を代わりに行ったり支援したりする制度である。対象は認知症、知的障害、精神障害などにより契約や財産管理が困難な人で、本人の意思尊重を基本原則とする。類型には後見・保佐・補助があり、支援の程度に応じて使い分けられる。制度は本人の生活の安定と権利擁護を目的とする。

(2) 日常生活自立支援制度
日常生活自立支援制度とは、判断能力に不安がある高齢者や障害者が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する仕組みである。社会福祉協議会が契約に基づき、通帳の管理、公共料金の支払い、福祉サービス利用の相談などを行い、本人の自立した生活を後押しする。成年後見制度よりも軽度の支援を必要とする人を対象とし、本人の意思を尊重しながら生活の安定を図る点に意義がある。

(3) 認知症
認知症とは、脳の病気などによって記憶・判断力・理解力などの認知機能が持続的に低下し、日常生活に支障が生じる状態を指す。代表的な原因にはアルツハイマー病や脳血管障害がある。症状は、もの忘れだけでなく、時間や場所がわからなくなる見当識障害、判断力の低下、感情や行動の変化など多岐にわたる。進行性であるが、早期発見と適切な支援により、本人の生活の質を維持しやすくなる点が重要である。

F ウェルネスツーリズム分野

出題意図および模範解答

1.

出題意図

本問は、ウェルネスツーリズムの基本概念を理解しているかを確認するとともに、従来型の観光との相違点を比較・分析する力を評価することを目的としている。

ウェルネスツーリズムは単なる観光商品の一種ではなく、旅行を通じて身体的・精神的・社会的な健康や幸福感（ウェルビーイング）の向上を目指す観光形態である。本問では、ウェルネスツーリズムの定義や特徴を理解した上で、従来の観光との目的や体験内容の違いを整理し、具体例を用いて論理的に説明できるかを評価する。

また、観光が人々の健康や生活の質の向上に果たす役割について考察することを通じて、現代社会における観光の新たな価値を理解することも狙いとしている。

模範解答

ウェルネスツーリズムとは、旅行を通じて心身の健康維持・増進や生活の質（QOL）の向上を図ることを目的とした観光形態である。単に病気を治療することではなく、健康な人も含めて、より良い状態を目指す活動であり、近年ではウェルビーイングの向上を目的とする旅行として注目されている。

従来の観光は、観光地の見学や娯楽、買い物、名所旧跡の訪問などを主な目的としてきた。例えば、有名な観光地を巡る周遊旅行やテーマパークへの旅行は、楽しみや非日常体験を得ることが主な目的である。一方、ウェルネスツーリズムでは、旅行者自身の健康や心の充実に重点が置かれる。

具体例として、温泉地での滞在型湯治、森林浴やトレッキングを取り入れた自然体験プログラム、ヨガや瞑想を組み合わせたリトリートなどが挙げられる。これらの活動は、ストレスの軽減や運動習慣の形成、心身のリフレッシュなどを通じて健康増進を目指すものである。また、地元の食材を活用した健康的な食事や地域住民との交流も、ウェルネスツーリズムの重要な要素である。

さらに、従来の観光が「見る・楽しむ」ことを中心としているのに対し、ウェルネスツーリズムは「体験し、自らの健康や幸福につなげる」ことを重視する点に特徴がある。そのため旅行後にも健康的な生活習慣の継続や意識の変化が期待される。

このように、ウェルネスツーリズムは観光の楽しさに加え、健康増進やウェルビーイングの向上という価値を提供する観光である。高齢化の進展や健康志向の高まりを背景として、今後ますます重要な観光分野になると考えられる。

２．

（１）サステナブルツーリズム

出題意図

観光が地域社会や自然環境に与える影響を理解し、持続可能な観光の考え方を説明できるかを確認する。あわせて、経済・社会・環境のバランスを重視する観光のあり方について理解しているかを評価する。

模範解答

サステナブルツーリズムとは、観光地の自然環境や文化、地域社会を保全しながら、現在および将来の世代が継続的に観光の恩恵を享受できるようにする観光のあり方である。観光による経済効果だけでなく、環境保全や地域住民の生活への配慮を重視し、経済・社会・環境の調和を図ることを目的とする。近年では、オーバーツーリズムへの対応やSDGsの実現に向けた観光政策の重要な考え方として注目されている。

（２）エコツーリズム

出題意図

自然資源を活用した観光の特徴を理解し、サステナブルツーリズムとの違いも含めて説明できるかを確認する。特に自然環境の保全と教育的側面への理解を評価する。

模範解答

エコツーリズムとは、自然環境や生態系を観光資源として活用し、その保全と地域振興を両立させることを目的とした観光形態である。観光客はガイドの解説などを通じて自然や地域文化への理解を深めることができる。代表例として、森林や湿地、国立公園などで実施される自然観察や体験型プログラムが挙げられる。自然環境の保全と環境教育を重視する点が特徴であり、サステナブルツーリズムを実践する具体的な手法の一つと位置付けられる。

（３）湯治

出題意図

日本の温泉文化に関する基礎知識を確認するとともに、温泉を活用した健康増進やウェルネスツーリズムとの関係について理解しているかを評価する。

模範解答

湯治とは、温泉地に一定期間滞在し、温泉入浴や休養、食事療法などを通じて疾病の治療や健康の回復・増進を図る伝統的な温泉利用の形態である。日本では古くから行われており、地域によっては数週間から数か月滞在することもあった。近年では、病気の治療だけでなく、心身のリフレッシュや健康づくりを目的とした「現代湯治」として見直されており、ウェルネスツーリズムの重要な要素の一つとなっている。

G グローバルコミュニケーション論　（英語分野）

著作権の関係により公表できません。

Hグローバル・コミュニケーション論（中国語分野）

夏季入試・解答（解答例や出題意図）

本研究科の大学院入試における論述試験では、受験生が専門分野の基本的知識を正確に理解し、自らの言葉で体系的に説明できるかを重視している。本問は提示された日本語から学部段階で習得しておくべき基本的な主要概念や理論、専門用語を説明する形式となっている。具体例を示して用語を説明するのには複数のやりかたが想定され、それらについて模範解答を提示すると過度に冗長となるため、本研究科では「採点の観点」を示す方式を採る。「採点の観点」を示すことで、受験生にとって、どのような観点から答案が評価されるかが明確になり、学習の指針としても活用しやすくなる。また解答で必要な語句は学部レベルで広く参照される標準的な文献や学説に基づいて選定しており、受験生がそれらの知識を整理・統合して説明できるかを重視している。以下に本問の「採点の観点」を示す。

〈採点の観点〉

①基本的理解：「起点テクスト（ST、Sourse text）」と「目標言語（TL、Target language）」という2つの翻訳用語の定義を正確に理解できているか。

②原文・訓読文・現代語訳から「達」重視を読み取れているか。またそれが「目標言語（TL、Target language）」と深く関係することを理解できているか。

③表現・構成：全体として論理的で明瞭な記述になっているか。

④中国語による要約の正確さ。

→これらの観点を総合し、「定義の正確さ」「文章の理解」「記述の明瞭さ」「中国語能力」に基づいて評価する。

Ⅰグローバル・コミュニケーション論（日本語分野）

問い１

出題の意図

1. 基本的理解：「複言語主義」の定義を的確に示し、説明しているか。

2. 指定の用語の使い方：指定の用語（「CEFR」「言語使用者」「多言語主義」）を複言語主義と関連付けながら正確に使っているか。

3. 構成：出題文の解答として、論理的で簡潔な構成になっているか。

4. 誤字・脱字や、文のねじれ等がないか。

5. 指定字数を守っているか。

解答例

複言語主義とは、個人が複数の言語を、それぞれ別々のものとしてではなく、相互に関係づけながら用いているという考え方であり、CEFR の重要理念の一つである。CEFR では、言語使用者は、状況に応じて、母語だけでなく第二、第三言語や方言など、自分が知っているさまざまな言語を用いて活動すると考えられている。その際、複数の言語が関わり合って働く力を重視する立場が、複言語主義である。複数の言語が社会の中で別々に共存する状態を指す「多言語主義」と異なり、個人の中での言語の関係に着目する概念である。（235 字）

問い 2

出題の意図

1. 基本的理解：「直接受身」「間接受身」「持ち主の受身」「非情の受身」それぞれの特徴について、対応する能動文との関係および受動文の主語に着目して的確に説明しているか。

2. 例文の提示：「直接受身」「間接受身」「持ち主の受身」「非情の受身」それぞれについて適切な例文を提示しているか。

3. 構成：四者の相違がわかる構成になっているか。

4. 誤字・脱字や、文のねじれ等がないか。

5. 指定字数を守っているか。

解答例

直接受身は、対応する能動文を作ることができる受動文で、その主語が能動文の目的語に対応するものである。例えば、「田中が佐藤になぐられた」という受動文がこれにあたり、対応する能動文「佐藤が田中をなぐった。」を作ることができる。

間接受身は、対応する能動文を作ることができず、受動文の主語が能動文の目的語に対応しないものである。例えば、「田中はペットの猫に死なれた。」という受動文がこれにあたり、対応する能動文を作ろうとすると「*ペットの猫が田中を死んだ。」となり、文として成立しない。

持ち主の受身は、身体や所有物の持ち主が主語となる受動文である。例えば、「田中はどろぼうに財布をすられた」という受動文がこれにあたり、対応する能動文を作ろうとすると「*どろぼうが田中を財布をすった」となり、文として成立しない。受動文の主語である「田中」が能動文の目的語となるわけではない。なお、受動文の主語が「田中の財布」であれば、次に述べる非情の受身に分類される。

非情の受身は、無生物を主語とする受動文である。例えば、「この建造物はこの地域では有名な建築家によって設計された。」という受動文がこれにあたり、「この地域では有名な建築家がこの建造物を設計した。」のように、対応する能動文を作ることができる。その点では直接受身と共通するが、主語が人ではなく無生物である点で相違する。（577 字）